

2016年12月28日

会員各位

(一社) 日本鉄リサイクル工業会
会長 鈴木 徹

雑品スクラップに対する規制強化について

雑品スクラップについては、頻発する港湾、船舶での大型火災事故がテレビ、新聞等で大きく取り上げられ社会問題となってきました。また、アジア諸国に輸出された雑品スクラップの中から違法廃棄物の混入が認められ、シップバックになる事例も多数報告されています。

環境省、経産省は、社会問題化した雑品スクラップの取扱い規制の為、中央環境審議会(中環審)、産業構造審議会(産構審)の場において、前者は廃掃法改定、後者はバーゼル法改定の観点から議論を進め、規制の為の報告書(案)が既に作成されています。早ければ、来年中に法規制が施行される予定です。

具体的な法律の条文は改めて報告しますが、雑品スクラップに含まれる電気電子機器の混入が問題視され、これらの物品の保管や処分を行う者に対し『都道府県等の行政機関の登録を受けるなど、一定の規制をかける』ことが提言されています。簡単に言えば、違法な事業活動が目立つ外国系雑品ヤード業者を如何にして規制するかが議論されているのです。

廃棄された電気電子機器については、家電リサイクル法、小型家電リサイクル法で取扱いが厳しく規定されていますが、遺憾ながら廃家電四品目のリサイクル率は2015年で49%に留まり、まさに違法状態となっているのが実情です。

当工業会としても、本来の製鉄用鉄スクラップのリサイクル業としての存立を危くしかねない、違法な雑品スクラップの取扱いを行わないことをここに改めて確認したく思います。 会員各位の御協力をお願い致します

以上

※ 規制強化の方向性と現在公開されているパブリックコメントについて別紙に記載致しますので、御参照願います。

別紙

1. 環境省による廃掃法改定による規制

- ▶ 雑品スクラップの内陸での保管、処分、運搬への規制に主眼が置かれている。
 - ① 雑品スクラップの保管や処分を行う者は都道府県への登録を義務付ける。
 - ② 雑品スクラップの保管、収集、運搬、処分の内、健康または生活環境に支障を及ぼすおそれがある行為について政令で規定する。
 - ③ 雑品スクラップに含有する有害物質を飛散、流出させないよう囲いの表示、排水溝の設備、設置、また騒音または振動への必要な処置を取る。
 - ④ 廃家電品、小型電子機器等を分別し、他の物と混合させないこと。更には、雨水の進入防止、発火性の物品の分離や消火装置の設置を義務付ける。

2. 経産省と環境省合同によるパーゼル法改定による規制

- ▶ 違法廃棄物の輸出入を規制する為、水際での規制に主眼が置かれている。
 - ① 上記、廃掃法改定による規制と連携して、港湾等で違法雑品スクラップの規制を行う。
 - ② 規制対象となりうる物(例：廃電子基板、廃電池)と規制対象でない物(例：鉄スクラップ、プラスチック片)との混合物については、違法性の判断が難しい故、水際において特定有害廃棄物等の範囲の明確化を行う。

上記のように、今回の法改定により会員各位の雑品スクラップ操業に一部影響が出る可能性は否定できませんが、違法雑品スクラップに起因する大型火災等の社会問題の重要性を勘案すれば、法改定による規制強化はやむを得ないと判断します。

3. パブリックコメントの募集

環境省、経産省が法令改定の為のパブリックコメント(国民からの意見聴取)を募集しています。詳しくは、両省のホームページを御参照願いますが、雑品スクラップに対し、意見のある会員の方は規制強化への賛成、反対を問わず事務局宛て、e-mail、Fax 等で御連絡願います。

形式は自由ですが、締め切りは1月13日(金)となっておりますので、なるべく早めにお手配願います。

以上